

富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領

(目的)

第1条 この要領は、物品の製造の請負（修繕を含む。）、購入又は不用品の売払い（以下「物品購入等」という。）に係る契約の適正な履行を確保するため、物品の製造、買入れ、修繕、売払い等又は役務の調達に係る競争入札に参加することができる資格等（平成4年富士市告示第29号）に基づく資格を有する者（以下「有資格業者」という。）が、本市に対する物品購入等に係る業務（以下「市の物品供給業務」という。）に関して、事件、贈賄及び不正行為等を起こした場合の指名停止等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当すると認めるときは、同表各号に定めるところにより、期間を定め、当該有資格業者の指名を停止するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、指名停止を行ったときは、市の物品供給業務の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名しないものとし、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 市長は、有資格業者が、一の事案により、別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することになった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヶ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、同表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2号から第4号まで又は第5号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヶ年を経過するまでの間に、同表第2号から第4号まで又は第5号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項及び第4条第1項第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヶ月を超える場合は36ヶ月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。なお、極めて悪質な事由が明らかになった場合において、別表第6号及び第8号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、直ちに指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は富士市の職員(以下「市職員」という。)が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第6号又は第8号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- (2) 別表第5号から第8号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- (3) 別表第5号又は第6号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前二号に掲げる場合を除く)は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第5号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)
- (5) 市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第7号又は第8号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)

(報告書の提出)

第5条 物品購入等の所管課長は、その所管する市の物品供給業務について、有資格業者が別表各号の規定に該当すると認められるとき、又はその疑いがあると認められるときは、速やかに、物品購入等に係る事件等発生報告書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 財政部契約検査課長は、前項以外の物品購入等に係る業務等について、有資格業者が別表第1号の規定に該当すると認められるとき、又はその疑いがあると認められるときは、速やかに、物品購入等に係る事件等発生報告書(第1号様式)を市長に提出するものとする。
- 3 物品購入等の所管課長及び財政部契約検査課長は、第3条第5項及び第6項の規定に該当すると認められるときは、速やかに、指名停止期間変更(指名停止解除)事由発生報告書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

(指名停止等の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の各項の規定に基づく報告書を受理したときは、速やかに指名停止等の決定を行うものとする。

- 2 市長は、指名停止等の決定をしたときは、次に掲げるところにより当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。

(1) 第2条第1項の規定による指名停止 指名停止決定通知書(第3号様式)

(2) 第3条第5項の規定による指名停止期間の変更 指名停止期間変更決定通知書(第4号様式)

(3) 第3条第6項の規定による指名停止の解除 指名停止解除決定通知書(第5号様式)

- 3 財政部長は、指名停止等の決定を行ったときは、速やかに、関係部課長に通知(第6号様式)するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該有資格業者が特許を有し、若しくは特殊な技術を有する者で他に相当な有資格業者がないとき、又はやむを得ない事情があり、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条―第5条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(業務)</p> <p>1 市の物品供給業務に関して不正又は不誠実な行為が認められ、次の各号の一に該当する場合</p> <p>(1) 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正な行為をしたとき。</p> <p>(2) 入札において、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>(3) 契約を締結又は履行することを妨げたとき。</p> <p>(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の執行を妨げたとき。</p> <p>(5) 正当な理由がないのに契約を履行しなかったとき。</p>	<p>市長が当該認定を承認（以下「当該認定」という。）した日から</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>2 次に掲げる者が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>(2) 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時市の物品供給業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で（1）に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で（2）に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>3 次に掲げる者が、静岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>4 次に掲げる者が、静岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

<p>(1) 代表役員等</p>	<p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(3) 使用人 (独占禁止法違反行為)</p>	<p>1ヶ月以上2ヶ月以内</p>
<p>5 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市の物品供給業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 6ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>6 市の物品供給業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市の物品供給業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 18ヶ月以上36ヶ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>7 代表役員等、一般役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>8 市の物品供給業務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18ヶ月以上36ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、市の物品供給業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>10 前各号のいずれかに該当したことにより業者が指名を停止された場合において、当該業者等を、当該指名を停止されている間において、物品供給業務に係る業務の契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p>	<p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>11 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、市の物品供給業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>